

東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク規約

1 名称

「東海地域の農業分野における障がい者就労促進ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）」と称する。

2 目的

ネットワークは、農業分野における障がい者の就労促進を図るため、会員相互での情報共有を目的とする。

3 活動

ネットワークは、2の目的を達成するため、次の活動を行うこととする。

- (1) 会員相互の情報交換
- (2) 農業分野における障がい者就労に関する普及及び啓発
- (3) 農業分野における障がい者就労に関する情報収集及び発信
- (4) ネットワークづくりの推進

4 会員

ネットワークの会員は、次のとおりとする。

- (1) 2の目的に沿って活動する地方公共団体、農業者、農業法人、福祉法人、障害者就労支援団体等
- (2) 2の目的に賛同する個人、企業等

5 入会

ネットワークへの入会は、別に定める会員登録申込書を事務局に提出し、登録を受けるものとする。退会も同様とする。

6 会費

ネットワークは、会費を徴収しない。

7 事務局

ネットワークの事務局は、東海農政局農村振興部都市農村交流課が行う。

(附則)

この規約は、平成27年10月1日から施行する。